

「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」運営業務に係る公募型企画競争を実施するので、
下記のとおり告示する。

令和 4 年 (2022 年) 6 月 24 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話 (011) 211-2942

2 公募に関する事項

(1) 業務名

「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」運営業務

(2) 業務内容

気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流・情報交換し、精神的安定を得て支え合いの場となる居場所機能と、安心して相談できる環境を整備し、必要な支援につなげるための相談支援機能を持つ「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」の運営業務。
詳細は企画提案仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

- ア 企画競争参加者の募集及び参加意向申出書、企画提案書等の受付
- イ 企画競争実施委員会で提案内容についてヒアリングを実施
- ウ 企画競争実施委員会による審査
- エ ウの審査において最も評価が高い 1 者を契約候補者として選定
- オ 上記エの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」運営業務企画提案説明書及び仕様書による。

3 参加資格

本業務を効果的に実施することができ、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

(2) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、又は同名簿に登録されておらず以下のいずれにも該当しない者。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(エ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求

- を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者。
- キ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者。
- ク 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないこと
- ケ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないこと
- コ 特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれに反対することを目的とするものでないこと

4 手続き等

(1) 企画提案説明書等

令和4年6月24日(金)から札幌市公式ホームページにて公開

(2) 質問書の提出期限

令和4年7月4日(月)17時15分まで

(3) 参加意向申出書の提出期限

令和4年7月14日(木)17時15分まで

(4) 企画提案書の提出期限

令和4年7月14日(木)17時15分まで

5 仕様書等の取得方法

札幌市公式ホームページに公開するほか上記1の担当部局にて配付する。

6 その他

(1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)の規定

により、公開する場合がある。

(5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。

(6) 詳細は企画提案説明書及び仕様書による。